

平成 19 年 10 月 5 日

再申請の申込書類作成等に係わる申込者の事務負荷の平準化の実施について  
(計画的な有効期限の延長の実施について)

(財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

【背景と経緯】

2009 年 3 月～8 月の 6 ヶ月間に、有効期限を迎える商品類型が多く(現状 49 商品類型のうち 20 商品類型)、この期間に現状約 4,700 商品の 3/4 にあたる 3,474 商品について、再申請に係わる申込手続が必要になることが分かりました。このため、特に認定商品を複数保持する申込者の皆様にとっては、短期間で大量の再申請の手続きを完了させなければならず、いちじるしい事務負荷がかかるものと予想されました。

このためエコマーク事務局で検討を行ない、第 49 回類型・基準制定委員会に対応方針を諮り、承認されました。これを受けて、有効期限の具体的な延長案が第 50 回類型・基準制定委員会において、了承・決定されました。

1. 事務負荷の平準化の方法

1.1 有効期限が単一の年度に集中しないように、有効期限を計画的に延長します。

1.2 認定商品数が多い商品類型(例えば、No. 112「文具・事務用品 Version1」の 1,317 商品など)は、商品類型を分割(対象商品を中分類化)し、有効期限を別々に設定します。

注：延長後の有効期限日を迎える時点で商品類型ごとに実施します。

商品類型の分割にあたっては、申込者の事務手続の負担が極力減るように配慮します。

2. 有効期限が延長された商品類型

2007 年 10 月 5 日付で、次ページ表 1 に示す商品類型の有効期限が延長されました。

3. 実施の周知方法

計画的な有効期限の延長の実施について、エコマークホームページなどで公表します。

関係する認定商品を有する取得企業の使用契約担当者に対して、認定商品ごとに、延長措置の趣旨ならびに保有認定商品の新たな有効期限日について、10 月中旬を目処に事務局から通知いたします。

以上

表1 2007年10月5日付で有効期限が延長された商品類型一覧

類型番号	類型名	有効期限日	計画延長後の有効期限日
102	印刷インキ Version2	2008/12/17	2010/12/31
110	生分解性潤滑油 Version2	2009/1/9	2012/1/31
103	衣服 Version2	2009/3/31	2010/3/31
104	家庭用繊維製品 Version2	2009/3/31	2010/3/31
105	工業用繊維製品 Version2	2009/3/31	2010/3/31
106	情報用紙 Version2	2009/3/31	2010/3/31
107	印刷用紙 Version2	2009/3/31	2010/3/31
108	衛生用紙 Version2	2009/3/31	2010/3/31
125	生ごみ処理機 Version1	2009/3/31	2011/3/31
111	木材などを使用したボード Version2	2009/6/30	2010/6/30
114	紙製の包装用材 Version2	2009/6/30	2011/6/30
115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2	2009/6/30	2010/6/30
128	日用品 Version1	2009/6/30	2010/6/30
129	廃食用油再生せっけん Version1	2009/6/30	2010/6/30
130	家具 Version1	2009/6/30	2011/6/30
109	タイル・ブロック Version2	2009/8/31	2011/8/31
112	文具・事務用品 Version1	2009/8/31	2011/8/31
113	包装用紙 Version2	2009/8/31	2010/3/31
131	土木製品 Version1	2010/1/14	2011/1/31